

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第23条	勧告及び命令	生活衛生課

1 法第23条第1項に基づき、第一種動物取扱業者に対して、期間を定めてその取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告する場合の審査基準は次のとおり。

法第21条第1項又は第4項の基準を遵守しておらず、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

2 法第23条第2項に基づき、第一種動物取扱業者又は犬猫等販売業に対して、期限を定めて必要な措置をとるべきことを勧告する場合の審査基準は次のとおり。

(1) 次のいずれかに該当する場合であって、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

ア 第一種動物取扱業者が法第21条の4若しくは第22条第3項の規定を遵守していないと認められるとき。

イ 犬猫等販売業者が法第22条の5の規定を遵守していないと認められるとき。

3 法第23条第4項に基づき、第一種動物取扱業者又は犬猫等販売業に対して、期限を定めて勧告に係る措置をとるべきことを命じる場合の審査基準は次のとおり。

前記1又は2（法第23条第1項又は第2項）の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わない場合であって、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。